

加古川市立公民館登録団体に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立公民館（以下「公民館」という。）を拠点として自主的に継続して定期的な活動をしようとする民間団体（以下「団体」という。）の健全な育成を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公民館に登録された団体（以下「登録団体」という。）とは、地域での教育及び文化の向上発展に寄与する目的で組織された団体で、公民館長の認定を受けたものをいう。

(認定対象)

第3条 登録の認定を受けることができる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 文化、体育、レクリエーション等住民の社会教育振興を図ることを目的として組織された独立団体であること。
- (2) 社会教育活動の実践にあたっては、公民館と密接な連絡、連携及び協力をする事。
- (3) 営利行為を行わないこと。
- (4) 特定の政党、教派、宗派若しくは教団に利害関係がないこと。
- (5) 代表者、副代表者及び会計を決定すること。
- (6) 特定の会員による閉鎖的なものでないこと。
- (7) 自主的に継続して定期的な活動がなされること。
- (8) 原則として、加古川市民又は市内に在勤在学する者を会員として構成される団体であること。
- (9) 会員は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのもとの社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(申請)

第4条 登録の認定を受けようとする団体の代表者は、登録団体申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて公民館長へ提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 在籍者名簿（様式第3号）

(認定及び却下通知)

第5条 公民館長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、登録を認定するときは登録団体認定書（様式第4号）を交付し、申請を却下するときは登録団体申請却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(便宜)

第6条 登録団体は、公民館の運営に支障のない限り次の各号に掲げる便宜を受けることができる。

- (1) 施設使用料（あらかじめ公民館長の認定を受けた使用時間に係るものに限る。）の減免
- (2) 事業の共催
- (3) 活動に必要な文献、資料等の提供
- (4) 研修会、講習会等の情報提供
- (5) その他要請があつて公民館長が認めた便宜

(遵守事項)

第7条 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

次の書類を備えつけ、公民館長が求めたときは速やかに提出すること。

- イ 活動報告書（様式第6号）
- ロ 収支決算書（様式第7号）
- ハ 活動日誌（様式第8号）
- ニ 出席簿（様式第9号）
- ホ 会計簿

- (1) 代表者等が変更した場合は速やかに届けること。
- (2) 毎月第5週目は、原則として公民館を使用しないこと。
- (3) 代表者は、公民館長が招集する会議等に必ず出席すること。
- (4) 会員は、登録認定を受けた公民館の同種目の登録団体に加入しないこと。

(登録認定期間)

第8条 登録団体の認定期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議会)

第9条 登録団体は、登録団体間の親睦及び連絡調整を図り、よりよい公民館活動を促進するため、登録団体の代表者で組織する会（以下「登録団体協議会」という。）を設置しなければならない。

2 登録団体協議会に関する規約を定めなければならない。

(変更及び休止)

第10条 公民館長が必要と認めるときは、登録団体の使用する施設及び日時を変更し、又は活動を休止させることができる。

(取消し)

第11条 公民館長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録団体認定取消通知書（様式第10号）により登録認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 第9条に規定する登録団体協議会（類似団体を含む。）の会員でなくなったとき。
- (4) その他公民館長が登録の認定を不相当と認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、公民館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。